

令和 7 年度墨田区議会定例会 1 1 月議会提出予定案件

〈条例〉

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例
- 4 墨田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 5 墨田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

〈契約〉

- 1 物品の買入れについて
- 2 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修工事請負契約
- 3 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う電気設備工事請負契約
- 4 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う機械設備工事請負契約
- 5 墨田区庁舎ゴンドラ設備改修工事請負契約
- 6 特別区道墨 1 2 2 号路線道路バリアフリー整備工事請負契約
- 7 特別区道墨 1 1 9 号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（1 工区）請負契約

〈その他〉

- 1 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 2 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 3 墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者の指定について
- 4 墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 5 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター及び梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について

〈その他〉

- 6 墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 7 墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 8 本所地域プラザの指定管理者の指定について
- 9 曳舟文化センターの指定管理者の指定について
- 10 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について
- 11 墨田児童会館の指定管理者の指定について
- 12 立花児童館の指定管理者の指定について
- 13 文花児童館の指定管理者の指定について

〈その他〉

- 14 外手児童館の指定管理者の指定について
- 15 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
- 16 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 17 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法施行令の一部改正（7.9.3公布、7.11.1一部施行）により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

2 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の生活環境の悪化を防止するため、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺的生活環境の悪化を営業者が認識することができるように営業従事者の常駐を義務とし、当該営業従事者が常駐するための設備を設けることとするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和8年4月1日

※ この条例の施行の際、現に旅館業の営業の許可の申請がされている施設及び旅館業の営業の許可を受けている施設については、営業従事者の常駐を義務とする等の規定は適用しない。

3 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

(1) 制定理由

区民の生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との相互理解の促進を図ることで、安全で安心な地域づくりに資するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、必要な事項を定める。

(2) 主な制定内容

ア 目的

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との相互理解の促進を図ることで、安全で安心な地域づくりに資することを目的とする。

イ 区等の責務

(7) 区の責務

- a 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策の策定、実施及び周知
- b 警察署、消防署その他の関係機関との連携
- c 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対する必要な指導
- d 区民と住宅宿泊事業者又は宿泊者との交流の機会の促進

(イ) 住宅宿泊事業者の責務

- a 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明の内容について、宿泊者が確認することができるようにすること。
- b 区の条例その他関係法令を遵守し、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を適正に処理すること。
- c 施設の構造設備等について、関係法令を遵守し、適切な維持管理に努めること。

- d 地域振興、観光振興、火災予防、防災対策、防犯対策、国際交流等区が実施する宿泊事業に関連する施策及び地域で開催される行事等に協力するよう努めること。

(ウ) 宿泊者の責務

届出住宅の利用に当たっては、周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めること。

ウ 事前説明

住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅の所在地、当該者の氏名等、住宅宿泊事業を開始しようとする日等を周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問により事前説明をするものとする。

エ 事業の実施の制限

届出住宅に人を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在となる場合は、区内全域において、日曜日の正午から金曜日の正午までの間は、住宅宿泊事業を実施することができない。ただし、届出住宅内その他の規則で定める場所に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合は、この限りでない。

オ 違反者の公表

区長は、住宅宿泊事業者が業務の改善の命令に従わなかったとき、業務の停止の命令若しくは事業の廃止の命令を受けたとき又は条例に規定する事業の実施の制限に違反したときは、当該住宅宿泊事業者の商号、名称等、届出住宅の所在地等を公表することができる。

(3) 施行期日等

令和8年4月1日

※ この条例の施行の日前に住宅宿泊事業を営む旨を届け出た者については、事業の実施の制限等の規定は適用しない。

4 墨田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 制定理由

児童福祉法の一部改正（6.6.12公布、7.4.1一部施行）により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

(2) 主な制定内容

ア 趣旨

児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業（保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、当該乳幼児の保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することができる新たな通園制度をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準につき、条例に定めるもののほか、内閣府令に定めるところによるものとする。

ウ 条例に定める乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準

(ア) 区における一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について定める。

(イ) 区における余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について定める。

(3) 施行期日

公布の日

5 墨田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(1) 制定理由

子ども・子育て支援法の一部改正（6. 6. 12公布、8. 4. 1一部施行）により、市区町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

1 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 災害備蓄用
- (2) 品目及び数量 災害用携帯トイレ 2, 849箱
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 1億1,469万7,606円
- (5) 契約の相手方 有限会社賛光製作所
- (6) 支出科目等 令和7年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
防災対策費 需用費

2 庁舎1、2階及びすみだリバーサイドホール改修工事 請負契約

- (1) 位置 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 12億9,778万円
(予定価格 12億9,787万9,000円)
- (4) 契約の相手方 坂田・岡本建設共同企業体
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
- (6) 支出科目等 令和7年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
一般管理費 工事請負費
令和8年度 債務負担行為
令和9年度 債務負担行為

3 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う電気設備工事請負契約

- (1) 位置 墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 6 億 4, 3 9 4 万円
(予定価格 6 億 4, 3 9 4 万円)
- (4) 契約の相手方 事業・山一建設共同企業体
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- (6) 支出科目等 令和 7 年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
一般管理費 工事請負費
令和 8 年度 債務負担行為
令和 9 年度 債務負担行為

4 庁舎 1、2 階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う機械設備工事請負契約

- (1) 位置 墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 9 億 8, 3 4 0 万円
(予定価格 9 億 8, 3 7 3 万円)
- (4) 契約の相手方 浦安・アサノ建設共同企業体
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- (6) 支出科目等 令和 7 年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
一般管理費 工事請負費
令和 8 年度 債務負担行為
令和 9 年度 債務負担行為

5 墨田区庁舎ゴンドラ設備改修工事請負契約

- (1) 位置 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 3億1,950万500円
- (4) 契約の相手方 日本ビソー株式会社
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
- (6) 支出科目等 令和7年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
一般管理費 工事請負費
令和8年度 債務負担行為
令和9年度 債務負担行為

6 特別区道墨122号路線道路バリアフリー整備工事請負契約

- (1) 位置 墨田区文花一丁目31番先から文花二丁目5番先まで
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 2億1,450万円
(予定価格 2億1,808万2,700円)
- (4) 契約の相手方 最上建設株式会社
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで
- (6) 支出科目等 令和7年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費
道路新設改良費 工事請負費
令和8年度 債務負担行為

7 特別区道墨 1 1 9 号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（1 工区）請負契約

- (1) 位置 墨田区東向島六丁目 5 6 番先から八広五丁目 1 2 番先まで
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 2 億 2 0 万円
(予定価格 2 億 1 8 0 万 6, 0 0 0 円)
- (4) 契約の相手方 常盤工業株式会社
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 1 2 日まで
- (6) 支出科目等 令和 7 年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費
道路新設改良費 工事請負費
令和 8 年度 債務負担行為

1 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、すみだ福祉保健センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ福祉保健センター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団
- (3) 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

2 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称

ア 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム

イ 墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター

(2) 指定管理者 社会福祉法人賛育会

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム

(2) 指定管理者 社会福祉法人賛育会

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム及び墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称
 - ア 墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム
 - イ 墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人カメラア会
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター及び梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター及び梅若ゆうゆう館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称
 - ア 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター
 - イ 梅若ゆうゆう館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区東駒形コミュニティ会館
- (2) 指定管理者 東駒形TRC賀川記念館グループ
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

7 墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区梅若橋コミュニティ会館
- (2) 指定管理者 梅若橋あすのすみだ
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

8 本所地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 本所地域プラザ
- (2) 指定管理者 一般社団法人地域プラザBIGSHIP
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

9 曳舟文化センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、曳舟文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 曳舟文化センター
- (2) 指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

10 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称

ア 墨田区横川さくら保育園

イ 墨田区横川さくら保育園分園

(2) 指定管理者 学校法人菊地学園

(3) 指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

11 墨田児童会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田児童会館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田児童会館

(2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社

(3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

12 立花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立花児童館
- (2) 指定管理者 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

13 文花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 文花児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

14 外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、外手児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 外手児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

15 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広はなみずき児童館
- (2) 指定管理者 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

16 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、さくら橋コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 さくら橋コミュニティセンター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

17 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 両国子育てひろば
- (2) 指定管理者 ミアヘルサ株式会社
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで